

《改定の趣旨》

本市では、平成18年（2006年）に「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」（以下「指針」という。）を策定して以後、これに基づき多文化共生社会の実現に向け、生活関連情報の多言語化や多言語による相談体制の拡充、日本語教育の充実などに取り組んできました。

前回指針を改訂した平成26年（2014年）の年末時点で、国内に在留する外国人は約212万人でしたが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少を除き増加が続いており、令和6年（2024年）1月1日時点で322万人を超え、過去最高を更新しています。本市においても、前回指針改訂時（平成26年（2014年）3月末）に15,651人であった外国人住民数は令和6年（2024年）7月末時点で22,366人、本市の総人口に占める割合は1.9%と過去最高となっており、国籍・在留資格の構成比も大きく変化しています。

この間、我が国においては少子化・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、本市においても令和2年（2020年）をピークに人口減少が続いています。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現をめざす本市にとって、今後も増加が見込まれる外国人市民*は、地域の社会・経済や地域コミュニティの活性化の担い手としての活躍がより一層期待されることから、外国人市民にとっても本市が生活の拠点といえる諸環境を整えていくことがこれまで以上に重要になっています。

また、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要があります。

本市はこれまでも多文化共生のまちづくりに向けた取組を行ってきましたが、外国人住民の国籍・在留資格の構成比が変化している中で、「育成就労制度」の創設などの国の外国人受入れ政策の変更に伴う状況の変化に的確に対応する必要があることから、令和4年（2022年）度実施した「多文化共生意識調査」の結果や本市の外国人住民の現状を踏まえて本指針を改定します。

本指針の改定を行った上で、本市は市民生活に直接関係する基礎自治体として、外国人受入れに係る国・県との役割分担を踏まえつつ、関係機関と連携しながら、本市の実態に即した多文化共生施策を実施します。

《外国人市民について》

本指針では、本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍で外国にルーツをもつ人、外国人の親の文化を背景にもつ人など、様々な事情で外国にルーツをもつ人全般を「外国人市民」とします。
 なお、広島市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。
 ※ただし、すでに実施されている事業については表記を変更しません。

《多文化共生のまちづくりの目標》

目標1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

本市は外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図り、外国人市民を含む誰もが安全に安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

目標2 多文化共生意識の高揚

本市は、外国人市民に対して地域の文化や習慣等への理解の促進を図るとともに、市民同士の交流を促すことにより、外国人市民を含む全ての市民が、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めるよう取り組みます。

- 上記目標1、2は第6次広島市基本計画（2020年-2030年）にも盛り込まれているため、現行指針から変更しません。また、外国人市民の数や国籍・在留資格が国の政策や国際情勢により大きく変わり、予測が困難であることから、現行の指針に引き続き定量的な目標は掲げません。
- 市民意識調査を10年に1回行っている（次回は令和14年度（2032年度）の予定である）ことから、本指針も次回の意識調査結果を踏まえ令和15年度（2033年度）に見直しに着手します。また、第7次広島市基本計画の策定作業が行われると見込まれ、本指針の策定から見直しの間年にも該当する令和11年度（2029年度）に本指針の中間見直しを行います。

年度	R6 (2024)		R11 (2029)		R14 (2032)	R15 (2033)
取組	改定完了		中間見直し		意識調査	指針見直し

広島市基本計画 計画期間（～2030）

次期基本計画の策定期間に合わせて中間見直し

《国の動き》

- ・ 平成30年（2018年）12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進することとした。
- ・ 令和元年（2019年）に「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、日本語教育の推進に関する基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を規定した。
- ・ 令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」を平成18年の策定以来、初めて改訂し、外国人住民の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動きといった社会経済情勢の変化を踏まえたものとした。
- ・ 令和4年（2022年）6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定（令和5年（2023年）6月、令和6年（2024年）6月一部変更）し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。
- ・ 令和6年（2024年）6月、出入国管理法を改正。「技能実習生制度」を廃止し、就労を通じた人材の育成及び人材の確保を目的とする「育成就労制度」を新設すること等を定めた。

《外国人住民の状況の変化》

統計データからわかること

前回指針を改定した平成 26 年(2014 年)の 3 月末と令和 6 年(2024 年) 3 月末時点の統計データの比較

●外国人住民数

- 外国人住民数は 15,651 人から 21,594 人に増加(約 4 割増加)
- 総人口に占める割合は、1.32%から 1.84%に増加

●国籍別の人数

- ベトナム 7.3 倍増加(508 人→4,054 人)、
- インドネシア 10.2 倍増加(103 人→1,053 人)
- ネパール 10.3 倍増加(69 人→713 人)
- 韓国・朝鮮 22.9%減少(5,976 人→4,610 人)
- 外国人住民総数に占める中国籍、韓国籍・朝鮮籍の人の割合が 71.4%から 44.6%に減少

●在留資格別の人数

- 技能実習 2.6 倍増加(1,371 人→3,548 人)
- 技術・人文知識・国際業務 2.4 倍増加(522 人→1,259 人)
- 家族滞在 1.8 倍増加(642 人→1,175 人)
- 特別永住者 26.2%減少(5,345 人→3,942 人)
- 上位 3 つの在留資格(特別永住者、永住者技能実習)が占める割合が 72.4%から 63.2%に減少

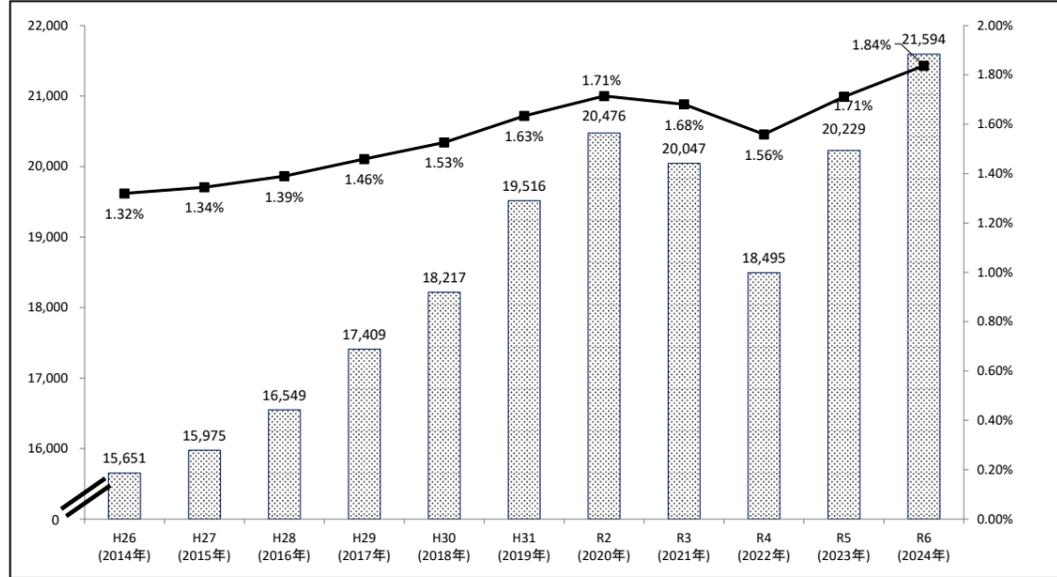
※平成 26 年の人数は「技術」と「人文知識・国際業務」の合計

平成 27 年(2015 年)と令和 2 年(2020 年)の国勢調査の結果の比較

●子ども・高齢者

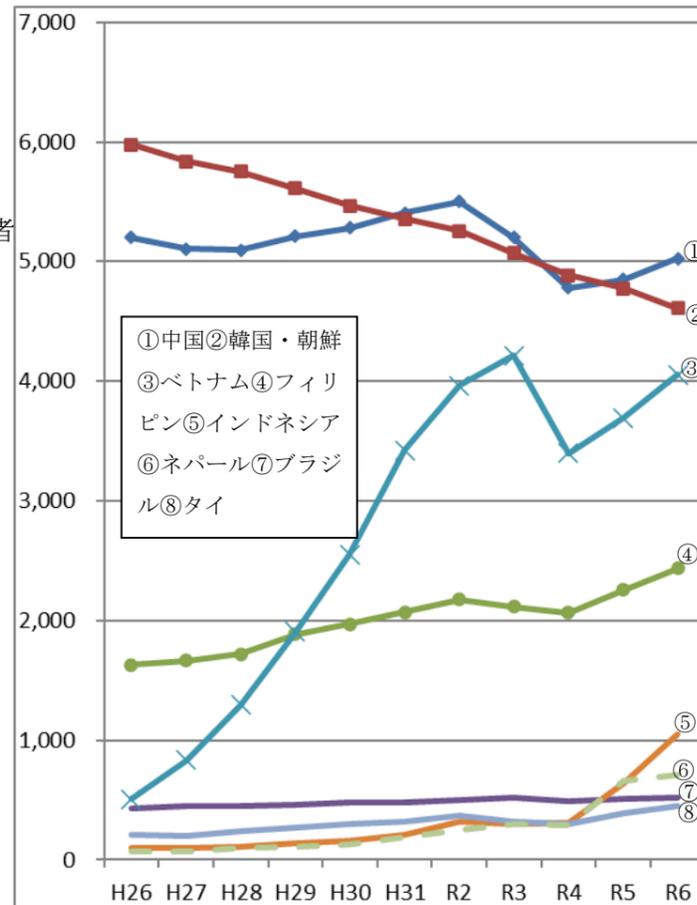
- 外国籍の子ども(0 歳から 14 歳)は 2 割増加(1,246 人→1,494 人)
- 外国籍の高齢者(60 歳以上)は 4.8%増加(2,647 人→2,774 人)

■外国人住民数と市内人口に占める外国人住民の割合



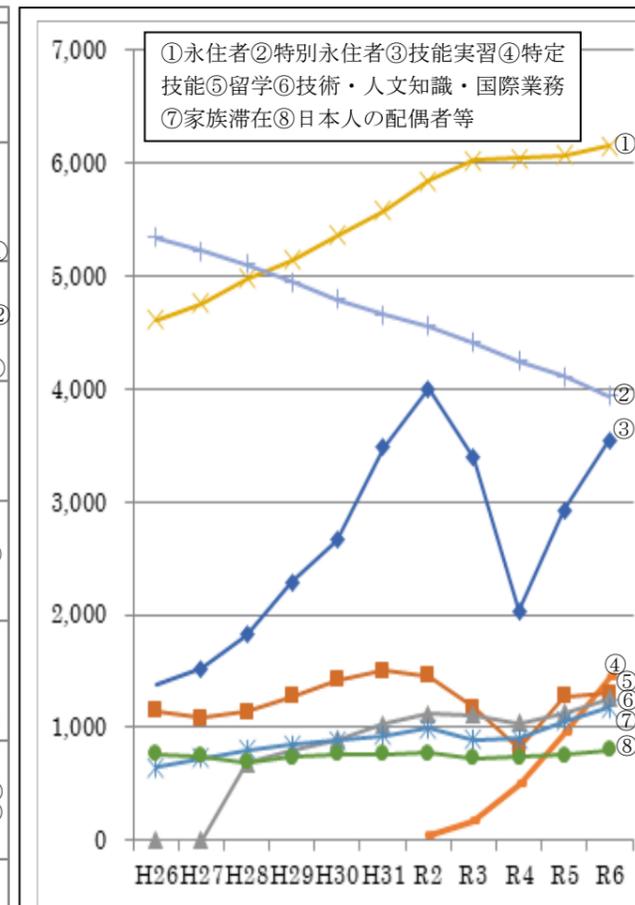
(出所)広島市住民基本台帳データ(各年3月末)

■国籍別人数推移(単位:人)



(出所)広島市住民基本台帳データ(各年3月末)

■在留資格別人数推移(単位:人)



(出所)広島市住民基本台帳データ(各年3月末)

意識調査の結果

(1) 外国人市民について

平成 24 年度(2012 年度)の「広島市外国人市民生活・意識実態調査」と令和 4 年度(2022 年度)の「広島市多文化共生意識調査」の結果の比較

●定住意思

- 「日本にずっと住む」が 74.4%から 57.2%に減少
- 「日本を主な生活の場所にするが母国と日本を行き来する」が 11.4%から 19.9%に、「わからない」が 4.7%から 11.7%に増加

●日本語能力

- 「日本語を母語とする人と同じぐらい」が、「話す・聞く」では 50.4%から 32.9%に、「読む」では 53.0%から 35.3%に、「書く」では 56.1%から 38.1%に減少

■日本語能力「日本語を母語とする人と同じぐらい」

	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲17.5
読む	53.0%	35.3%	▲17.7
書く	56.1%	38.1%	▲18.0

(出所)多文化共生意識調査結果報告書(R5 年 3 月)

●生活に関することの相談先

- 「日本に住んでいる家族・親族」が 70.0%から 54.8%に減少

■生活に関することの相談先

	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本に住んでいる家族・親族	70.0%	54.8%	▲15.2
日本に住んでいる同じ国の友人・知人	45.2%	45.2%	0.0
日本人の友人・知人	47.2%	35.0%	▲12.2
市や県の相談窓口	11.8%	13.5%	1.7

(出所)多文化共生意識調査結果報告書(R5 年 3 月)

(2) 日本人市民と外国人市民の意識の比較(令和 4 年度(2022 年度)調査結果より)

- 「日本人と外国人が付き合う上で難しいこと」は、外国人市民、日本人市民ともに「言葉が通じない」と回答した割合が最も高く、次いで、外国人市民では「文化や習慣が違う」、日本人市民では「付き合うきっかけがない」の回答の割合が高くなっている。
- 「日本人と外国人が積極的に交流するべきだ」との問いについて、外国人市民、日本人市民ともに 6 割以上が「積極的に交流するべき」と回答

課題

1 コミュニケーション支援の充実

- ・ 本市に住む外国人が増え、多国籍化している。多言語ややさしい日本語による情報提供がより重要になっている。
- ・ 日本語の習得が必要な外国人市民が増えている。本市の状況に応じた日本語教育関連事業を進める必要がある。
- ・ 生活に関することを相談できる家族や友人が日本にいない外国人市民が増えている。外国人市民が孤立することのないよう、本市の相談窓口を周知し利用しやすいものとする必要がある。

2 外国人市民が安心して生活し活躍できる環境づくり

(1) 外国人市民の生活状況に応じた支援

- ・ 外国人市民は、その人数の増加に伴い、単身の就労者や、子育て世帯、進学や就職の時期を迎えた若年層、介護が必要な高齢者など、幅広い年齢層で多様な生活状況の下で暮らすようになっていくことが重要になっていることから、国や県との役割分担を踏まえつつ、基礎自治体として外国人市民の個々の状況に応じた支援を行っていく必要がある。
- ・ 市職員が外国人市民と接する機会が一層増えることが予想され、区の窓口等をはじめ市役所全体で適切に支援を行うことができる体制づくりが求められている。

(2) 外国人市民の活躍促進

- ・ 本市で学んだ多くの留学生が、東京や大阪などの大都市に転出すると言われており、留学生が卒業後も本市で暮らす環境づくりが重要となっている。
- ・ 技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を導入することが決まっている。国の動きを見ながら、関係機関と連携して本市における人材確保・育成を促進することが必要である。
- ・ 本市の様々な施策に、外国人市民の意見を取り入れることで、外国人市民のニーズに合った施策を行うことが期待される。
- ・ 外国人市民の活躍のためには、受け入れ側の意識改革や理解促進も必要である。

3 交流・相互理解の促進

- ・ 外国人市民と地域住民の相互理解を促進するためには、交流の機会を増やすことが重要である。
- ・ 外国人に対する差別や偏見をなくすためにも、多文化共生意識の啓発に引き続き取り組む必要がある。

多文化共生施策の推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

- ・ 多文化共生関係課長会議を設けるとともに、市職員の多文化共生意識の啓発を図る。

(2) 多様な主体との連携・協働

- ・ (公財) 広島平和文化センター国際市民交流課を地域の多文化共生の支援拠点とし、社会福祉協議会やひろしまLMO等の地域・市民団体との連携・協働を推進する。

(3) 多文化共生の拠点整備

- ・ 多文化共生の機能強化につながる拠点となる場所を設けることを検討する。

多文化共生のまちづくりの目標と施策体系（主な取組）

目標1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

1 コミュニケーション支援

施策1 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- ・ 生活に必要な情報を多言語で提供し、外国人市民がインターネットやアプリを通じて行政情報を容易に取得できるよう努める。
- ・ 外国人相談窓口を設置・運営し、外国人市民に対してその周知を図る。
- ・ 相談窓口では相談の背景と相談者のニーズを的確に把握し、必要な支援に確実につなげる。

施策2 日本語教育の推進とやさしい日本語の普及

- ・ 学習者のレベルに応じた日本語学習の機会を充実させる。
- ・ 日本語教育を支える人材の確保・育成を図る。
- ・ 外国人を雇用する企業等からの日本語教育等の相談に応じられる体制を整える。

2 生活支援体制の充実

施策1 医療・保健・福祉サービスの提供

- ・ 国民健康保険や介護保険等について多言語で情報提供を行うとともに、必要な支援を検討、実施する。

施策2 教育機会の確保と子ども・子育て支援

- ・ 外国にルーツを持つ子どもと保護者に必要な支援体制を構築する。
- ・ 学齢期の外国にルーツを持つ子どもの就学状況を把握するとともに、就学に関する情報を多言語により提供する。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもの支援にかかわる関係者のネットワークをつくる。
- ・ 学校における日本語学習を支援する。また、日本語学習を支援する人材の養成及び確保に取り組む。

施策3 住宅確保のための支援

- ・ 外国人の住まい探しに協力する企業や団体などの情報を多言語で提供する。

施策4 災害時等の非常時における支援

- ・ 災害時多言語支援センターの設置や災害通訳等ボランティア制度の運用により災害時に外国人市民を支援する。
- ・ 災害時に円滑な支援を行うことができるよう、平時に訓練や研修を行う。

3 外国人市民が活躍するまちづくり

施策1 適正な労働環境の確保

- ・ 官民連携による外国人の受入れにかかわる関係団体間のネットワークをつくり、外国人にも働きやすい環境づくりにつながるよう機運醸成を図るとともに、関係者等の諸課題や情報を把握・整理し、順次施策に反映させる。
- ・ 国や県と連携し、外国人受入れに係る諸問題についての情報交換等を行い、それを踏まえた対応などについて検討する。

施策2 社会参画の促進

- ・ 市の審議会等委員への外国人市民の登用等により外国人市民の意見を市政に取り入れる機会をつくる。
- ・ 地域・市民団体の活動への参加を促すなど、外国人市民の社会参画を進める。
- ・ 外国人市民を受け入れる側の意識啓発を図る。

目標2 多文化共生意識の高揚

1 交流機会の創出

施策1 交流を深める機会の提供と相互理解の促進

- ・ 外国人市民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベント等を開催し、外国人市民と地域住民が交流する機会を設ける。
- ・ 留学生と地域住民の交流機会を創出し、相互理解を促進する。

2 多文化共生の意識啓発

施策1 多文化共生に対する理解の促進

- ・ 国の啓発月間と合わせ、市のホームページ等を活用し、多文化共生の意識を啓発に取り組む。
- ・ 人権週間行事や人権に関する教育、研修等を世代等に応じた啓発の実施を通じ、人権意識の啓発に努める。